26 日獣発第 150 号 平成 26 年 8 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 会 長 藏 内 勇 夫 (公印及び契印の押印は省略)

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、平成26年8月20日付け26消安第2322号及び自総発第1408201号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び環境省自然環境局総務課長の連名で別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、①「愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」(平成 26 年農林水産省令・環境省令第 3 号)が、平成 26 年 8 月 20 日付で公布されたこと、②改正の内容については、別添のとおりであること、③当該省令は、平成 27 年 2 月 20 日から施行されること、の 3 点について留意の上、本会会員に周知の徹底を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会:事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601





2 6 消安第 2 3 2 2 号 自 総 発 第 1 4 0 8 2 0 1 号 平成 2 6 年 8 月 2 0 日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費·安全局畜水産安全管理課長

環境省自然環境局総務課長



愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行 について

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(平成26年農林水産省令・環境省令第3号。以下、「改正省令」という。)が平成26年8月20日付けで公布されました。本改正の内容は、下記のとおりですので、その内容について留意の上、貴会傘下の会員に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第1 改正の内容

- 1 規格の追加について
 - (1) 亜硝酸ナトリウム

販売の用に供される愛玩動物用飼料(以下「販売用愛玩動物用飼料」という。)中の添加物の亜硝酸ナトリウムの含有量は、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり100g以下でなければならないとされました。

(2) メラミン

販売用愛玩動物用飼料中の愛玩動物の健康を害するおそれがある物質のメラミンの含有量は、販売用愛玩動物用飼料 1 グラム当たり 2 . 5 μ g以下でなければならないとされました。

2 その他の改正について

エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールについては、愛玩動物用飼料の添加物として使用されていることから、今回の改正で新たに規格が定められた亜硝酸ナトリウムとともに、別表の1の(1)において「添加物」として整理されました。

なお、エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシア ニソールに係る成分規格は、変更されていません。

第2 施行期日

改正省令は、平成27年2月20日から施行されます。



〇環 境 省令第三号

愛が ん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成二十年法律第八十三号) 第五条第一項の規定に基づ

き、 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月二十日

農林水産大臣 林 芳正

環境大臣 石原 伸晃

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令(平成二十一年環 境 省令第一号) の — 部を次のように改正

する。

別表の1の①を次のように改める。

次の表の第1欄に掲げる添加物 (販売 (法第6条第1 号に規定する販売をいう。) の用に供される

以下「販売用愛玩動物用飼料」 愛玩動物用飼料 (当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く という。) の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若

いぎ。) しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、 の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、 それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければな 浸潤その他の方法によって使用する物を

らない。

ア (終和をいう。) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソー エアキシキン 亜硝酸ナトリウム 艇 艫 $|150\mathrm{g/t}|$ |100g/t|75g/t (犬用) 舥 Ø 擮

別表の1の③中「ものやいう。)」 の次以「その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質」 を加え

 $2.5 \mu \, \mathrm{g/g}$

同3の表に次のように加える。

附則

この省令は、 公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

改 正 後

現 行

別表

- 1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格
- (1) 次の表の第1欄に掲げる添加物(販売(法第6条第1号に規定する販売をいう。)の用に供される愛玩動物用飼料(当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下「販売用愛玩動物用飼料」という。)の製造の過程において又は販売用愛玩動物用飼料の加工若しくは保存の目的で、販売用愛玩動物用飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
<u>亜硝酸ナトリウム</u>	100g/t
エトキシキン	75g/t (犬用)
エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエ ン及びブチルヒドロキシアニソール (総和 をいう。)	<u>150g/t</u>

- (2) (略)
- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境中に存在する物質であって、 意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。) <u>その他の愛玩動物</u> <u>の健康を害するおそれのある物質</u>の販売用愛玩動物用飼料中の含有量 は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

別表

- 1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格
- (1) エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの販売用愛玩動物用飼料(販売(法第6条第1号に規定する販売をいう。)の用に供する愛玩動物用飼料であって、当該愛玩動物用飼料を製造する事業場において愛玩動物に使用されるものを除く。以下同じ。)中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で販売用愛玩動物用飼料1トン当たり150g以下でなければならない。ただし、エトキシキンの販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、犬を対象とする販売用愛玩動物用飼料にあっては、販売用愛玩動物用飼料1トン当たり75g以下でなければならない。

- (2) (略)
- (3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質(環境中に存在する物質であって、 意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。)の販売用愛玩動物 用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなけれ ばならない。

	第 1	橌	-		第 2	欄
(略)				,	(略)	
メラミン					2.5µg/g	,
(4) (略) ・3 (略)						,

	第	1	欄	第	2	欄
(略)				(略	ş)	

(4) (略) 2·3 (略)